嵯峨野小学校　ＰＴＡ規約

昭和63年　5月改正
平成　6年　3月改正
平成17年12月改正
平成21年　5月改正
平成26年　3月改正
平成27年　5月改正
平成27年12月改正
平成29年　3月改正
平成31年　3月改正
令和　2年　3月改正
令和　3年10月改正
令和　6年　3月改正
令和　6年　5月改正
令和　8年　3月改正

第１条　名称

本会は、嵯峨野小学校ＰＴＡと称し、事務所を嵯峨野小学校内に置く。

第２条　目的

本会は、会員が協力して学校と家庭と社会との連絡を密にし、児童の福祉を増進することを目的とする。

第３条　会員

１項　本会の会員は、正会員と特別会員で構成する。

イ）正 会 員　嵯峨野小学校に在籍する児童の親または親に代わって児童を保護している者および教職員

ロ）特別会員　本会の主旨に賛同する有志者

２項　すべての会員は所定の会費を納めなければならない。ただし、会長が認めたときは免除することができる。

３項　イ）すべての正会員は役員、委員になること、動議を提出すること、賛否を表明することができる。
ただし、その職責上、校長は役員になれないが、各種会合に出席して意見を述べることができる。
校長事故ある時は、教頭がこれを代行する。

ロ）特別会員は、正会員と同様に本会の行事に参加することができるが、賛否を表明（議決）することはできず、役員、委員になることもできない。

第４条　役員及び委員会

１項　役員の種類は以下のとおりとする。

イ）会　長　　１名

ロ）副会長　　２～５名

ハ）会　計　　２～３名（内１名は学校職員）

ニ）庶　務　　２～３名（内１名は学校職員）

ホ）監　事　　前年度の副会長・会計・庶務は監事となり後任の補助にあたる。ただし、
やむを得ない事情により、会長が認めた場合この限りではない。

２項　役員の選任及び任務は以下のとおりとする。

イ）役員の選任は、毎年３月の総会において無記名投票により多数決で決定する。

ロ）役員の任務は、

会　長　　本会を代表し会務を総括し、総会の決議事項を執行する。

副会長　　会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。

会　計　　会計事務を司る。会員からの開示請求があればこれを閲覧に供する。

庶　務　　本会の庶務を司る。（記録、通知）

監　事　　本会の円滑な運営のため、役員会を援助並びに補助する。

ハ）役員会の構成は、役員及び校長とし、会長が招集する。
ただし、全役員の出席がなくても成立する。

ニ）役員会の任務は、本会の運営について内議し、また既決事項に関する事務を処理する。

３項　イ）役員の任期は、毎年４月１日より翌年３月３１日までの１カ年とし、１年間の任期を終え空席となった役職は選挙でもってこれを補充する。ただし、１年を超える再任についてはこれを妨げるものではない。

ロ）役員の欠員が生じた場合は、補欠選挙で欠員を埋める。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

第５条　会計監査

１項　本会の会計を監査するため、会計監査２～３名を置く。

２項　会計監査は役員会の承認を得て、正会員の中から会長が委嘱し、総会の承認を得るものとする。

３項　会計監査はその年度中の会計を随時監査し、その結果を総会に報告する。

４項　会計監査の任期は１カ年とする。

第６条　顧問

１項　顧問は、役員会の推薦により総会の承認を得ておくことができる。

２項　顧問は、本会の諮問に応じるものとする。

３項　イ）顧問は、次のロおよびハの条件を満たした者の中から校長及び役員が推挙することができる。

ロ）本会の発展に特に功績のあった特別会員

ハ）学識、人格高く本会の発展のため適切な助言のできる人

第７条　委員及び委員会・その他

本会の委員及び委員会は、以下の通りとする。

１項　委員会の種類は、以下のとおりとする。

〇企画運営委員会　〇常置委員会　〇特設委員会　〇選挙細則にもとづく委員会

２項　委員会の構成は、以下のとおりとする。

イ）企画運営委員会は本会役員を各種常置委員長、副委員長及び校長で構成する。なお、常置委員長とは各常置委員会の代表者を指す。

ロ）常置委員会として、以下の委員会を置くものとする。

〇学校サポート委員会　〇広報委員会

各学年から選出された委員。なお、委員数は、各学年の児童数を基に算出し、当該年度の委員会活動内容等を考慮のうえ、各委員会に分配するものとする。

〇地域委員会

各町から選出された委員と担当教員

３項　各委員会の任務は、以下のとおりとする。

イ）企画運営委員会

・各種委員会によって立案された事業計画及び提案事項を審議検討する。

・その他会長が必要と認めた事項について検討及び処理する。

ロ）学校サポート委員会

・児童の健全育成のための様々な取組をおこなう。

・会員相互の親睦を深めるとともに教養を高め合うことで教育に対する理解を深める。

・学校行事、PTA 行事の運営に努める。

・卒業に関する事業の企画立案並びに実施をおこなう。

ハ）地域委員会

・児童の校外生活の安全・安心を図るため、学校、地域、関係諸団体及び諸機関との連携を密にし、安全確保及び校外補導に努める。

・本会特別会員の会費の集金をおこなう。

ニ）広報委員会

・本会の活動を、会員（正会員、特別会員）に広報することで理解を深めるとともに協力の拡大を図る。

ホ）特設委員会

・必要に応じ、企画運営委員会から委嘱された特定の案件の計画立案をおこない、承諾を得、遂行する。

・本委員会は委嘱案件の終了をもってこれを解散する。

ヘ）その他

・PTA 会員は、学校および地域と連携し、児童の安全確保を目的とした諸活動に協力する。活動内容及び協力方法は、当該年度の状況に応じて定めるものとする。

第８条　総会及び臨時総会

１項　総会は年２回開催することを原則とし、役員の選出、予算、決算および事業その他重要事項を審議する。

２項　総会成立の定員数は、全正会員の１／７とする。

３項　総会開催に当たっては、議事内容を５日前までに明示することで全正会員に周知しなければならない。

４項　総会の議長は、その都度選出しなければならない。

５項　臨時総会の開催は、会長が必要と認めた場合または正会員の１／１０以上の請求があった場合とする。

第９条　会費および会計年度

１項　正会員の会費は、月額 300 円とする。なお、慎重な検討をもって、会長の承認により会費を減免することができる。

２項　特別会員の会費は、年額１口 1,000 円とし、上限は設けないものとする。

３項　会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わるものとする。

第１０条　文書の保存期間

文書の保存期間は、その事業年度末から起算し以下のとおりとする。

ただし、保存期間を経過した後も、なお、保存の必要のあるものについては、保存しておくことができる。また必要に応じて紙による保存によらず、電磁的記録（電子データ）によって保存することができる。

イ）会計に関する書類　　１０年保存

ただし、収支決算報告書については、永年保存とする。

ロ）役員の名簿　　永年保存

ハ）周年事業に関する書類　　永年保存

ニ）理事校担当年度の書類　　永年保存

ホ）会誌　　永年保存

ヘ）各委員会の引き継ぎ書類　１０年保存

ト）その他事業に関する書類　２年保存

第１１条　慶弔費

１項　慶事費は、以下のとおりとする。

イ）教職員の結婚（入籍時）に対して一律現金 5,000 円とする。

２項　弔事費は、以下のとおりとする。

イ）PTA 正会員および PTA 正会員の児童、PTA 正会員教職員の配偶者・両親（義父母を除く）を対象とす

る。

ロ）お香典 5,000 円または供花 5,000 円（税別）とする。

第１２条　PTA 同好会

１項　PTA 正会員は、教養の向上および相互の親睦のため同好会を設立することができる。

２項　同好会の設立は下記各同好会の人数以上の発足人を必要とする。

イ）バドミントン部・・・２名

ロ）バレーボール部・・・６名

ハ）卓　　球　　部・・・２名

ニ）コ ー ラ ス 部・・・５名

３項　各同好会は PTA の行事および活動に協力しなければならない。

４項　各同好会には部長および副部長をおくものとする。

５項　各同好会設立の際は、学校開放事業新年度総会の１ヶ月前までに、設立年度の PTA 会長に承認を得なければならない。

６項　各同好会は１年間休部することができ、その後人数が確保されない場合は廃部とする。